

生駒市消防本部訓令甲第5号

生駒市消防事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年7月31日

生駒市消防長 藤田 隆文

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第14号中「、用品調達基金への振替命令」を削る。

第16条第4号、第17条第1項第3号及び第18条第4号中「用品調達基金への振替命令」を「歳入歳出外現金の払出命令」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。